

第2回三条市教育制度等検討委員会会議次第

と き：平成19年2月27日（火）

午後1時30分～4時

ところ：三条市役所栄庁舎3階中議室

1 開 会

2 開会のあいさつ

3 協 議

(1) 前回会議録の確認

(2) 前回要望資料等について

・小・中学校の適正規模・適正配置について（資料No.1）

・小規模校のメリット・デメリット（資料No.2）

・学区外・区域外就学の弾力化（資料No.3）

(3) 小中一貫教育について（資料No.4）

(4) その他

4 今後の検討委員会の進め方について

5 閉 会

(配布資料)

資料No.1 小・中学校の適正規模・適正配置について

資料No.2 小規模校のメリット・デメリット

資料No.3 学区外・区域外就学の弾力化

資料No.4 広がる小中一貫教育

資料No.5 社会の教育に関する動向

小・中学校の適正規模・適正配置について

1 法令等からの根拠

学校規模については、小学校は、学校教育法施行規則第17条において「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」とされ、中学校も同規則第55条において小学校の規定を準用するとされている。また、文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」の中で、学校の基本的条件を充たすための指標として学校規模を学級別に分類し、12学級以上18学級以下を適正規模としている。

(1) 学校教育法施行規則

第17条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

◇中学校については、第55条において第17条を準用。

◇この規定については、昭和33年の省令改正により条文化。(それ以前は、学校規模に関する規定はなし。)

(2) 義務教育諸学校等の国庫負担等に関する法律施行令

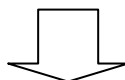
(適正な学校規模の条件)

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。



◇昭和33年制定

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第三条第一項

国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費二分の一

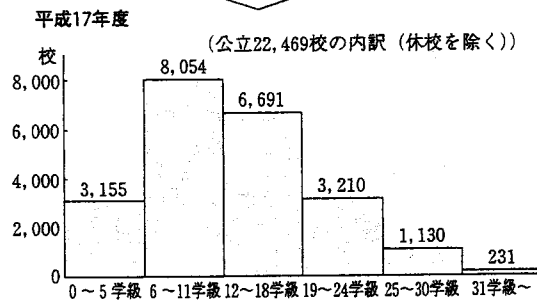
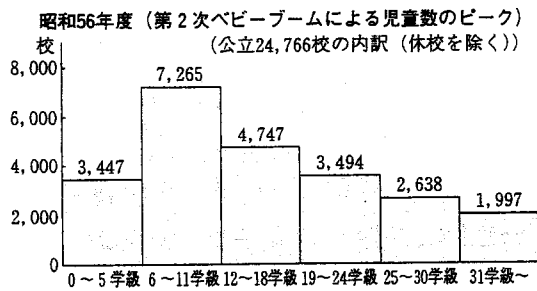
◇ 学級数による学校規模の分類

学校規模	過少規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

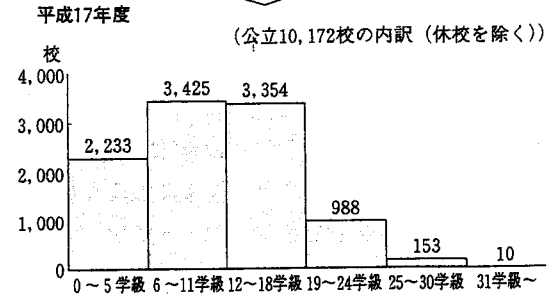
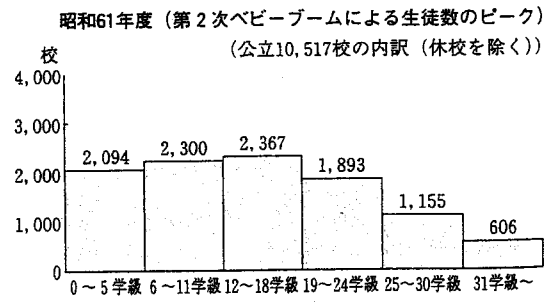
(昭和59年 文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料より)

2 データからみる学級数別学校数

◇ 学級数別学校数 (公立小学校)



◇ 学級数別学校数 (公立中学校)



(資料) 19.1 教育委員会月報「学校規模の最適化について」初等中等教育局企画官
杉浦久弘より (「学校基本調査」から作成)

3 他市にみる「適正規模」と「適正配置」の方向性

自治体名	横浜市	川崎市	大阪市	仙台市	千葉市
	横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針	川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方（報告）	学校規模・配置の適正化に関する答申	仙台市小・中学校の一定規模、適正配置に関する基本的な考え及び具体的方策について（中間報告）	千葉市学校適正配置の基本的考え方（中間報告）
策定年度	平成 15 年 12 月	平成 15 年 8 月	平成 16 年 9 月	平成 17 年 12 月	平成 18 年 11 月
策定団体	横浜市立小・中学校の通学区域のあり方に関する検討委員会からの提言を受けて横浜市教育委員会が策定	川崎市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会	大阪市学校適正配置審議会	仙台市立小・中学校適正規模等検討委員会	第 2 次千葉市学校適正配置検討委員会
適正規模	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 12～24 学級(1 学年 2～4 学級) ・中学校 12～24 学級(1 学年 4～8 学級) 	小学校、中学校とも普通学級で 12～24 学級程度まで ※一時的に児童生徒数が急増する地域にあつては、過大規模校とならない 30 学級までを許容学級とする。	小学校、中学校とも 18～24 学級 [適正規模については、これまでの基準(18～24 学級)が妥当]	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 12 学級以上必要 ・中学校 9 学級以上必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 18 学級(各学年 3 学級)以上 24 学級以下 ・中学校 12 学級(各学年 4 学級)以上 24 学級以下
適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区域の適正化 ・学校規模、通学時間・通学距離、通学安全、地域コミュニティとの関係を総合的に配慮して設定 	適正配置の具体的な方法は、「通学区域の変更」及び「学校の統廃合」が考えられる。	「統合」「校区の変更」「通学区域の弾力的運用」について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは一定規模を確保することが前提条件 ・統廃合、学区修正を行う際の通学距離については、小学校概ね 4 km 以内、中学校概ね 6 km 以内とする。 	<適正配置を行う上での規模> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校…各学年 2 学級以上、全体で 12 学級以上 30 学級以下とする。 ・中学校…各学年 4 学級以上、全体で 12 学級以上 30 学級以下とする。 ・通学区域は行政区や地域のまとまりと整合していることが望ましい。 ・児童生徒の居住地から 4 km 以内に小学校、6 km 以内に中学校が存在することが望ましい等。

学校の適正規模について

1 適正規模を考える視点

(1) 小学校と中学校を分けてとらえる視点

学級担任による教科指導が主となる小学校と、教科担任制であり部活動が盛んな中学校というように、小学校と中学校では教育活動や学校運営に異なる面があることから、小学校と中学校を分けて、望ましい規模を検討する。

(2) 子どもの集団活動等の視点

小学校でも中学校でもクラス替えができるよう、1学年に複数の学級が必要である。また、児童生徒の集団活動、教員とのふれあいなどを考慮すると、小規模も大規模も共に望ましくなく、児童生徒、教職員間において多様な人間関係を育むことのできる規模とすることが求められる。

(3) 学校運営と指導体制の視点

学年経営や教員の力量向上に効果的な教職員の人数確保のためには、1学年に複数の学級が必要である。特に中学校では、専門の教科担任による指導のために、一定数以上の教職員の確保を可能とする学級数が必要となる。

また、少人数指導や多様な選択教科、総合的な学習の時間など、今日的な教育を展開できる教職員の人数確保のための規模が必要である。

2 適正規模の基準

本検討委員会では、小・中学校に分けて適正規模を検討し、望ましい規模を以下のように定めた。

<望ましい規模>

小学校は18学級(各学年3学級)以上24学級以下、中学校は12学級(各学年4学級)以上24学級以下を、望ましい規模とする。

(千葉県学校適正配置の基本的な考え方 中間報告 検討事項1
「学校適正配置のあり方」より)

表1 中学校の学校規模による比較

学年学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級
学校規模	3学級規模	6学級規模	9学級規模	12学級規模	15学級規模
学級人数	40人以下	40～20人	40～27人	40～30人	40～32人
学年人数	40人以下	80～41人	120～81人	160～121人	200～161人
全校人数	120人以下	240～123人	360～243人	480～363人	600～483人
クラス替え	できない	できる			
教職員の配当基準(18年度)	教諭 7人	教諭 11人	教諭 15人	教諭 19人	教諭 22人
教科指導の具体例	全教科、同一の教員が3年間指導(非常勤講師は除く)		3教科で複数教員	5教科で複数教員	7教科で複数教員
	教科担任は、いつでも同じ先生になる。		学年・学級により教科担任が変わる可能性がある。		
教科打合せ	できない。	講師と可能	教科内で、開催できる。		
部活動の具体例	6部活	9部活	14部活	13部活	20部活
	運動系5 文科系1 (野球部とサッカー一部はない)	運動系8 文科系1	運動系11 文科系3	運動系10 文科系3	運動系15 文科系5
総合的な学習の時間	教員数が多いほど、多様な取り組みを実施しやすい。				
校務分掌	学校規模に関わらず校務はほとんど変わらない。				

千葉市の具体例をもとに整理、中学1年生は38人編成

(千葉市学校適正配置の基本的な考え方 中間報告 検討事項1
「学校適正配置のあり方」より)

小規模校のメリット・デメリット

小規模校：(小)6学級130人程度(中)6学級180人程度

(学校関係者からのヒアリング)

項目	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・教師と児童の1対1のやりとりの機会が多い ・子ども一人一人の状況が把握できる ・施設、設備の活用が十分にできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業で出てくる意見が少なく、考え方の広がりがない ・同学年の教師同士で指導の仕方や教材資料について意見交換を行うことが難しい
課外活動面	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会や学芸会ではすべての児童が主役になる機会がとれる ・試合等で選手になれる可能性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の希望に応じたクラブ活動・部活動を設定することが難しい ・技術面では競争が足りず、大会等で好成績をあげることが難しい ・親の中には、自分の子どもに多くの子どもとかかわりを持たせたいという願いもある
学校経営面等	<ul style="list-style-type: none"> ・分担している校務の量は少ない ・教職員の共通理解、合意形成が図りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・校務分担の数が多い ・1学年1学級だと、担任決めが難しい

(保護者からのヒアリング)

項目	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの一人一人に目が行き届いている ・体験学習などにも一人一人に多くの時間を割いてもらえる ・施設、設備の活用が十分にできる ・授業での発表機会が多く、積極性を発揮させやすい ・成績が思わしくない子どもでも、少しずつ確実に底上げできる ・学年ごとの壁がなく、自然に上の者が下の者の面倒を見る ・(中学校)1学年3クラス程度あり、5教科に2人以上の先生がついているので、テストの問題作成等もスムーズに行われているようだし、学習面で特段不都合は感じていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争意識が足りないように感じる(ただ、小学校については、人間形成の方に時間をかけるべきだという意見) ・顔ぶれが変わらず、向上心が育ちにくい ・学年同士の切磋琢磨がない
課外活動面 (クラブ、学校行事)	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会や学芸会ではすべての児童が主役になる機会がとれる ・運動会などで地域との交流がよく図られている ・縦割りの校外学習で、よい縦の人間関係ができる ・試合等で選手になれる可能性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動、特に団体競技の選択の幅が狭い ・部活動において専門的知識と経験のある顧問がつくととは限らない ・団体競技ではゲーム形式の練習が難しい ・技術面では競争が足りず、レベルアップが難しい ・学習発表会などでは、相手がいないので比較ができない ・運動会などの運営が(人手が足りず)忙しい ・運動が苦手な子もリレー競技に出ざるをえず、負けるとその原因を追及されてしまう
課外活動面 (集団生活等)		<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活面では、多様な意見が出にくい ・ため、考え方同一化しがち ・けんかなどによる人間関係のこじれが尾を引く

(仙台市立小・中学校適正規模等検討委員会より)

学区外・区域外就学の弾力化
三条市学区外就学の承認基準

資料No. 3

承認基準	適用区分	内 容	添付書類
特別支援学級に入級する場合	小学生 中学生	心身に障がいのある児童生徒が、就学すべき学校に特別支援学級がない場合、特別支援学級設置校への就学を認める。	
疾病等の理由による場合	小学生	疾病又は障がいにより、病院へ長期的、定期的に通院を必要とする場合、通学又は通院が容易な学校への就学を認める。	診断書の写し
	中学生	疾病又は障害により、通学路の安全性や通学距離に問題があると判断される場合、学区外就学を認める。	理由を証する書面
いじめ、不登校等教育的配慮による場合	小学生 中学生	いじめ、不登校等学校生活に起因する児童生徒の精神的な問題が転校することにより解消されると判断される場合、学区外就学を認める。	
転居に伴う場合	小学生 中学生	住宅の購入等により転居することが確実な場合、転居届がなされなくとも前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。	建築確認通知書等の写し
		転居に伴い学区が変わる場合、引き続き転居前の学校への就学を認める。	
部活動を理由とした場合	中学生	就学すべき学校に希望する部活動がない場合、希望する部活動がある学校への学区外就学を認める。	
家庭環境による場合	小学生	保護者の就労等により下校後家庭において児童を保護監督する者がいなく親戚等保護監督する者に預ける場合、当該保護監督する者が居住する学区の学校への就学を認める。	勤務証明書 預り証明書
		就学すべき学区内に児童クラブがなく下校後家庭において児童を保護監督する者がいない場合、入会する児童クラブの所在する学区の学校への就学を認める。	勤務証明書 児童クラブ入会承認通知書の写し
	小学生 中学生	保護者等の長期入院、遠隔地への赴任など家庭の事情により保護監督が困難で親戚等に預け、そこから通学することがやむを得ないと判断される場合、当該親戚等が居住する学区の学校への就学を認める。	預り証明書
	小学生 中学生	保護者が住所とは別の所在において店舗、工場などを営み、そこから通学することがやむを得ないと判断される場合、当該店舗、工場などが所在する学区の学校への就学を認める。	営業許可書の写し 確定申告書の写し
その他個別事項に配慮する場合	小学生 中学生	兄弟姉妹が学区外就学の承認を受けている場合、学区外就学の承認を受けた児童生徒の兄弟姉妹についても当該児童生徒と同じ学校への就学を認める。	
		近く友人が多く就学する学区外の学校へ集団等で通学することがやむを得ないと判断される場合、当該学校への就学を認める。	
		その他教育委員会が特に必要と認める場合、学区外就学を認める。	事由に応じた書類

※承認の期間は、承認事由が解消するまでとする。ただし、承認事由の解消後も引き続き学区外就学している学校への就学を希望する場合は、この限りでない。

三条市区域外就学の承認基準

承認基準	適用区分	内 容	添付書類
特別支援学級に入級する場合	小学生 中学生	心身に障がいのある児童生徒が、就学すべき学校に特別支援学級がない場合、特別支援学級設置校への就学を認める。	
疾病等の理由による場合	小学生	疾病又は障がいにより、三条市内の病院へ長期的、定期的に通院を必要とする場合、通学又は通院が容易な学校への就学を認める。	診断書の写し
	中学生	疾病又は障害により、通学路の安全性や通学距離に問題があると判断される場合、区域外就学を認める。	理由を証する書面
いじめ、不登校等教育的配慮による場合	小学生 中学生	いじめ、不登校等学校生活に起因する児童生徒の精神的な問題が転校することにより解消されると判断される場合、区域外就学を認める。	
転入・転出に伴う場合	小学生 中学生	住宅の購入等により転入することが確実な場合、転入届がなされなくとも前もって転入予定先の学区の学校への就学を認める。	建築確認通知書等の写し
		世帯転出した場合、引き続き転出前の学校への就学を認める。	
部活動を理由とした場合	中学生	就学すべき学校に希望する部活動がない場合、希望する部活動がある学校への区域外就学を認める。	
家庭環境による場合	小学生	保護者の就労等により下校後家庭において児童を保護監督する者がいなく三条市内の親戚等保護監督する者に預ける場合、当該保護監督する者が居住する学区の学校への就学を認める。	勤務証明書 預り証明書
	小学生 中学生	保護者等の長期入院、遠隔地への赴任など家庭の事情により保護監督が困難で三条市内の親戚等に預け、そこから通学することがやむを得ないと判断される場合、当該親戚等が居住する学区の学校への就学を認める。	預り証明書
	小学生 中学生	保護者が三条市内に店舗、工場などを営み、そこから通学することがやむを得ないと判断される場合、当該店舗、工場などが所在する学区の学校への就学を認める。	営業許可書の写し 確定申告書の写し
その他個別事項に配慮する場合	小学生 中学生	その他教育委員会が特に必要と認める場合、区域外就学を認める。	事由に応じた書類

※承認の期間は、承認事由が解消するまでとし、年度を超えない範囲内とする。ただし、承認事由に変更がなく翌年度も区域外就学を希望する場合は、年度末に更新の手続を行わなければならない。

学区外就学者理由別

各年度5月1日現在

年 度	本人の疾病等の理由			友達・部活・その他の希望			下校後の保護・監督者不在(共働き等)			通学区域外に生活圏がある			希望校に兄弟・姉妹が在学			通学上の安全等に配慮			合 計		
	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18
小 学 校 計	7	21	10	48	100	96	101	118	108	5	3	10	8	14	14	13	11	14	182	267	252
中 学 校 計	3	2	1	35	46	51	7	14	8			1	1	2	2				46	64	63
合 計	10	23	11	83	146	147	108	132	116	5	3	11	9	16	16	13	11	14	228	331	315

学区外就学者学年別

平成18年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小 学 校 計	48	41	36	42	40	45	252
中 学 校 計	25	25	13				63
合 計	73	66	49	42	40	45	315

区域外就学者数（他市町村から入学）

平成18年5月1日現在

	計
小 学 校 計	11
中 学 校 計	8
合 計	19

広がる小中一貫教育

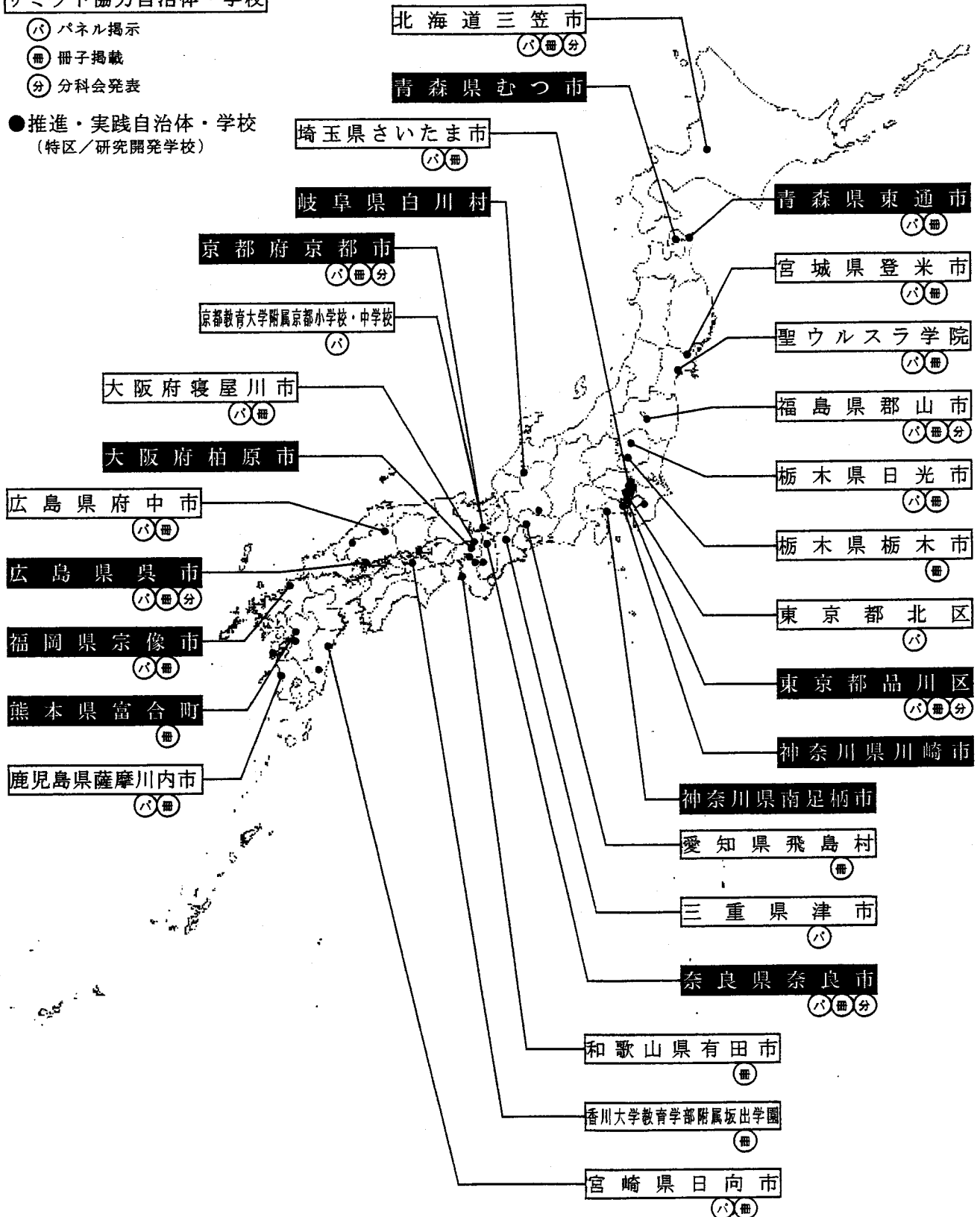
—今回、全国サミットにご協力いただいた自治体・学校—

全国連絡協議会員

サミット協力自治体・学校

- Ⓟ パネル掲示
- 冊 冊子掲載
- 分 分科会発表

● 推進・実践自治体・学校
(特区/研究開発学校)



4-3-2 のカリキュラムが拓く新しい学び

— 五番町小・二河小・二河中の実践から —

1. はじめに

平成 12 年度から 14 年度、そして延長研究として平成 15 年度から 17 年度と、文部科学省の研究開発学校として小中一貫教育の研究を進めてきた。全国に先駆け「自ら学び考える力の育成」「人間関係の力の育成」「生き方を追究する力の育成」の 3 つの柱を立て「4・3・2 区分による小中一貫教育」の研究を行った。現在も平成 19 年度春の小中一貫教育校開校に向けて引き続き研究を続けている。

2. 小中一貫教育の意義

- (1) 小中一貫教育により、義務教育 9 年間で計画的かつ継続的に教科指導や生徒指導を展開できる。
- (2) 異なる学年同士の交流によって、豊かな人間性や社会性を育成することができる。
- (3) 教職員の意識を変革することができる。

3. 児童生徒の発達状況と「4・3・2 区分」

(1) 「4・3・2 区分」

義務教育 9 年間を、児童生徒の発達に即して「前期」「中期」「後期」の 3 つに区分した。

「前期」…小学校 1～4 年、「中期」…小学校 5 年～中学校 1 年、

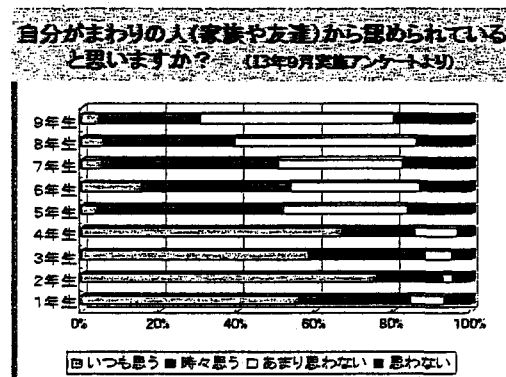
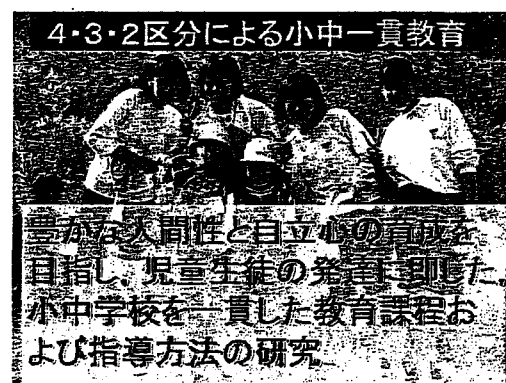
「後期」…中学校 2・3 年

(2) 区分の根拠となる児童生徒の発達状況

- ① 心身の発達の加速化 (児童生徒の心身の発達が 6・3 制の始まった約 60 年前と比べ、ほぼ 2 年近く早くなっている。また、思春期の到来に伴い急激に落ち込む自尊感情も課題となっている)

【右グラフ】

- ② 学力形成の特質 (6・3 制の指導体制と児童生徒の発達が合っていない)
- ③ 生徒指導の諸課題の顕在化 (問題行動や不登校が中 1 で急増する現実がある)



4. 特色ある教育課程と研究内容

(1) 国語、算数・数学

国語、算数・数学を重点教科とし、第 3 学年から第 9 学年まで年間 5～20 時間を標準授業数より増加し、生きる力の基礎となる学力の確実な定着と自ら学び考える力を育てる。中期では、小・中学校のつながりを意識して、国語と算数では中学校の教員が小学校の授業に出ている。特に第 5・6 学年の算数では、生活の中から数学的な事象を取り上げ、解決することの楽しさを授業に取り入れている。児童生徒の学習意欲を高めるとともに、中学校への不安を解消することができる。

(2) 中期選択教科

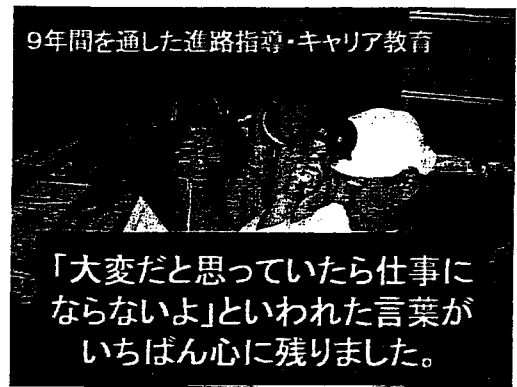
第5・6・7学年で年間20時間を位置づけている。教科(コース)選択能力や課題解決能力を育成する。教科のねらいを明確にし、教科としての特性を生かして異学年集団で学習を進める。小・中学校双方の教師がチーム・ティーチングで指導する。学習を進める上で、第7学年がリーダーとしての役割を發揮できる時間となっている。

(3) 英会話の時間

第5・6・7学年で年間20時間を位置づけている。中学校から始まる英語科への円滑な移行を目指すとともに、実践的コミュニケーション能力を育成する。「聞くこと・話すこと」を中心にゲーム的要素を取り入れて英語に慣れ親しむ。中学校で学ぶ表現や単語を内容とし、ALT・JET・学級担任の3人で指導する。英語の学習を始めた第7学年を対象に1学期末実施した調査では、約80%の生徒が「英会話の時間」が役に立ったと答えている。

(4) 生き方学習

第1学年から第9学年まで年間50~70時間を位置づけ、「自己の生き方を追究する力」と「人間関係の力」を育成する。第3学年から第8学年までの「職場訪問」や「職場体験」の学習をカリキュラムの柱として実践を重ねながら検証し、改善を行っている。また、年間を通して継続的な異学年交流活動を実施している。



5. その他の特色ある取組

(1) 開かれた学級づくりを実現した部分的教科担任制

小学校の学級担任制から中学校の教科担任制への円滑な移行を目指し、中期第5・6学年で部分的教科担任制を取り入れている。

(2) 4・3・2区分の小中一貫教育を意識づけた学校行事

前期を終了する4年生で『2分の1成人式』、後期が始まる8年生で『立志式』を実施している。これらは小中一貫教育の中で、児童生徒にとって大切な区切りとなる行事である。また、3校合同運動会はそれぞれの学校の児童生徒や教職員の意識を結びつける大切な行事となっている。

6. 研究全体の成果

(1) 児童生徒の変化

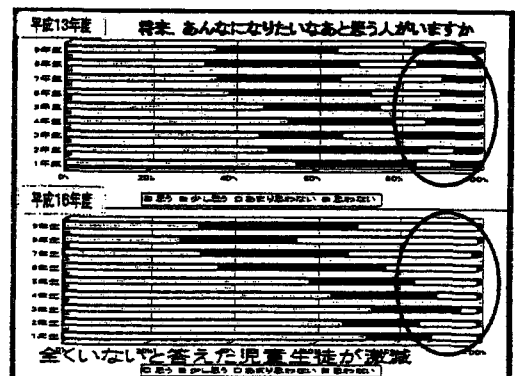
- ① 落ち着いた学校生活と学力向上を実現した「自ら学び考える力」への効果
- ② 小・中学生双方にとって有効な異学年交流を中心とした「人間関係の力」への効果
- ③ 自分の憧れの将来を考える「生き方を追究する力」への効果【右グラフ】

(2) 中1ギャップへの効果

中学校入学時の過剰な不安が解消できた。

(3) 教職員の意識の変化

異校種の教員や児童生徒に対する意識や見方が変化し、授業にも工夫・改善の場面が見られ、小中一貫教育の必要性についても意識が高まってきた。



すべての区立小中学校で実践する小中一貫教育カリキュラム

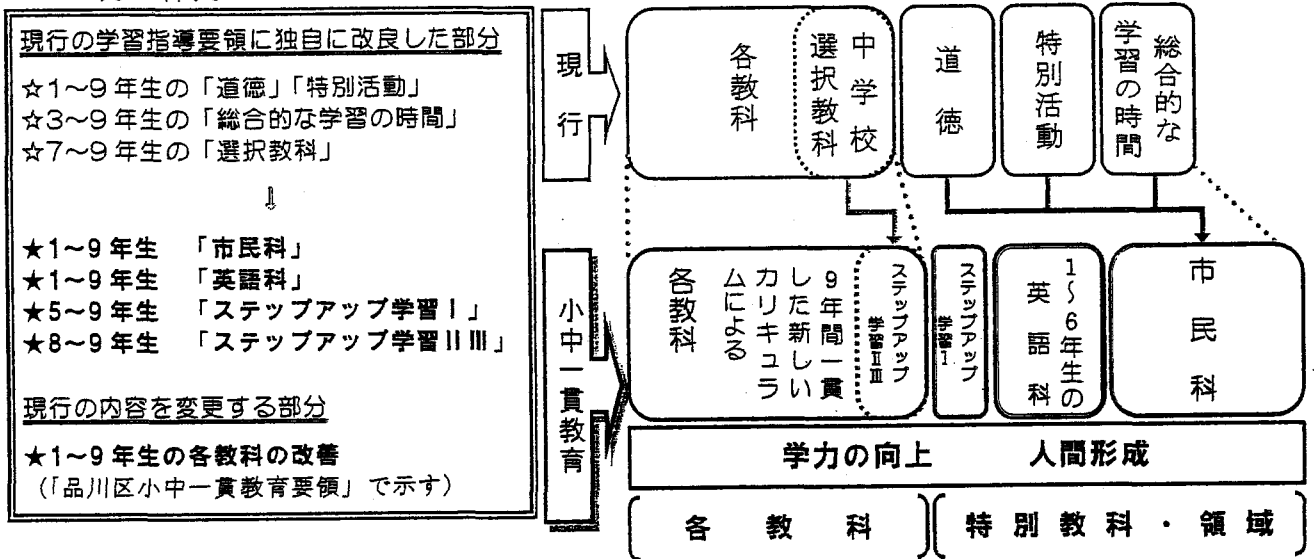
1. 品川区小中一貫教育カリキュラム構成

(1) 小中一貫教育の目指すもの

- ① 小・中学校共通の学力観、指導観で学力の定着・向上
- ② 社会の一員として必要な教養、自らの人生観を構築する基礎の構築
- ③ 均一性・平等性重視の教育から、個々の個性・能力を伸ばす柔軟な教育への転換
- ④ 公立学校の活性化と質の向上を目指した特色ある教育活動の展開

(2) カリキュラムの特徴

- ① 子どもの現状に応じて1～4年生と5～9年生の二つのまとまりで編成
- ② 1～4年生は基礎・基本の定着、5～7年生は基礎・基本の徹底、8・9年生は個性・能力の伸長



2. 品川区小中一貫教育標準時数

	国語科	社会科	算数/数学科	理科	生活科	音楽科	美術科 図画工作/	技術・家庭科 家庭/	保健体育科 体育/	英語科	市民科	ステップアップ 学習Ⅰ	ステップアップ 学習ⅡⅢ	ステップアップ	総授業時数
1年	284 (+12)	/	114	/	102	68	68	/	90	20	70	/	/	/	816 (+34)
2年	290 (+10)	/	160 (+5)	/	105	70	70	/	90	20	70	/	/	/	875 (+35)
3年	285 (+50)	70	205 (+55)	70	/	60	60	/	90	35	70	/	/	/	945 (+35)
4年	285 (+50)	85	205 (+55)	90	/	60	60	/	90	35	70	/	/	/	980 (+35)
5年	200 (+20)	90	170 (+20)	95	/	50	50	60	90	35	105	70	/	/	1,015 (+70)
6年	195 (+20)	100	170 (+20)	95	/	50	50	55	90	35	105	70	/	/	1,015 (+70)
7年	155 (+15)	105	120 (+15)	105	/	45	45	70	90	105	105	70	/	/	1,015 (+35)
8年	105	105	105	105	/	35	35	70	90	105	105-140	70	50-85	/	1,015 (+35)
9年	105	85	105	80	/	35	35	35	90	105	105-140	70	130-165	/	1,015 (+35)
合計	1904 (+117)	640	1354 (+170)	640	207	478	478	290	810	495	805-875	350	180-250	/	8691 (+384)

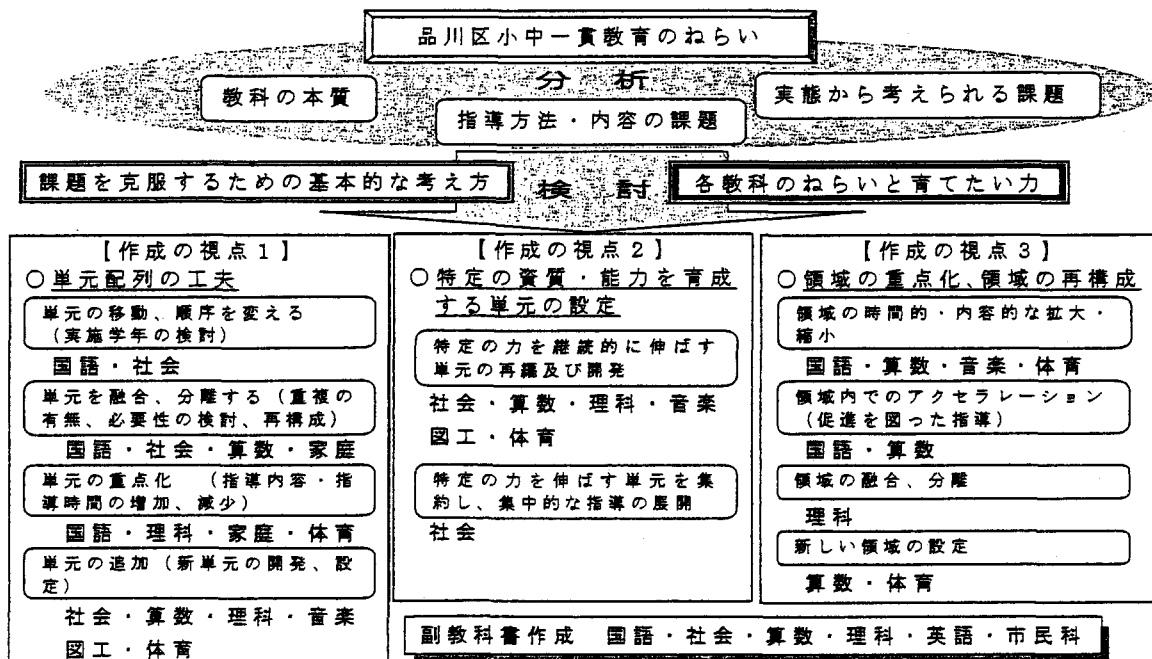
(第1学年～第6学年：45分、第7学年～第9学年：50分)

3. ステップアップ (SU) 学習

	教科領域	学年	時数	指導者	内容	評価(要録)	備考
SU I	特別教科	5~9年	70h	学級担任	基礎基本の定着重視 ○すべての児童生徒に学習の基礎基本となる力の確かな定着を目指す。 習得主義 ○一人一人の習得状況を把握する。 指導形態の工夫 ○一人一人の学力到達状況に応じ個別指導でステップアップさせる。	観察・評価 ○興味・関心を中心に各学校で設定。 ○個人カルテの活用 ○所見 ○評価規準の設定	週時程への位置付け例 a 20分×5日 b 20分×3日+週1コマ c 10分×5日+週1コマ d 週2コマ e その他
SU II	各教科	8年	50~85h	教科担任	教科の選択 ○課題学習 ○補充的な学習 ○発展的な学習	観察・評価 ○選択教科 ○個人カルテの活用	・1教科年間70h以内
SU III		9年	130~165h		生徒自らが課題を設定(主たる教科) ○自主的な学習計画作成 ○ゼミ形式 演習形式 ○論文, 成果発表を年度末に実施 ○課題設定⇒中間報告⇒最終報告	評定 ○従来の選択教科の読み替え	・課題に応じて, 主たる教科担任が指導 ・1教科あたりの年間上限なし(ただし, 9年生は2教科以上選択)

4. 各教科のカリキュラム作成

- ★ 学識経験者・区内小中学校教員(約150名)からなる小中一貫教育カリキュラム作成部会により、子どもの実態に即したカリキュラム編成。
- ★ 小中一貫教育の各教科カリキュラムは、現行の学習指導要領の目標と内容をベースにしつつ、9年間で4-3-2年のまとまりで構成。
- ★ 指導内容の追加、学年をこえる単元の移動を行った教科は、副教科書を作成。



未来に輝く小中一貫コミュニティ・スクールの創造

Originate Glowing Tomorrow

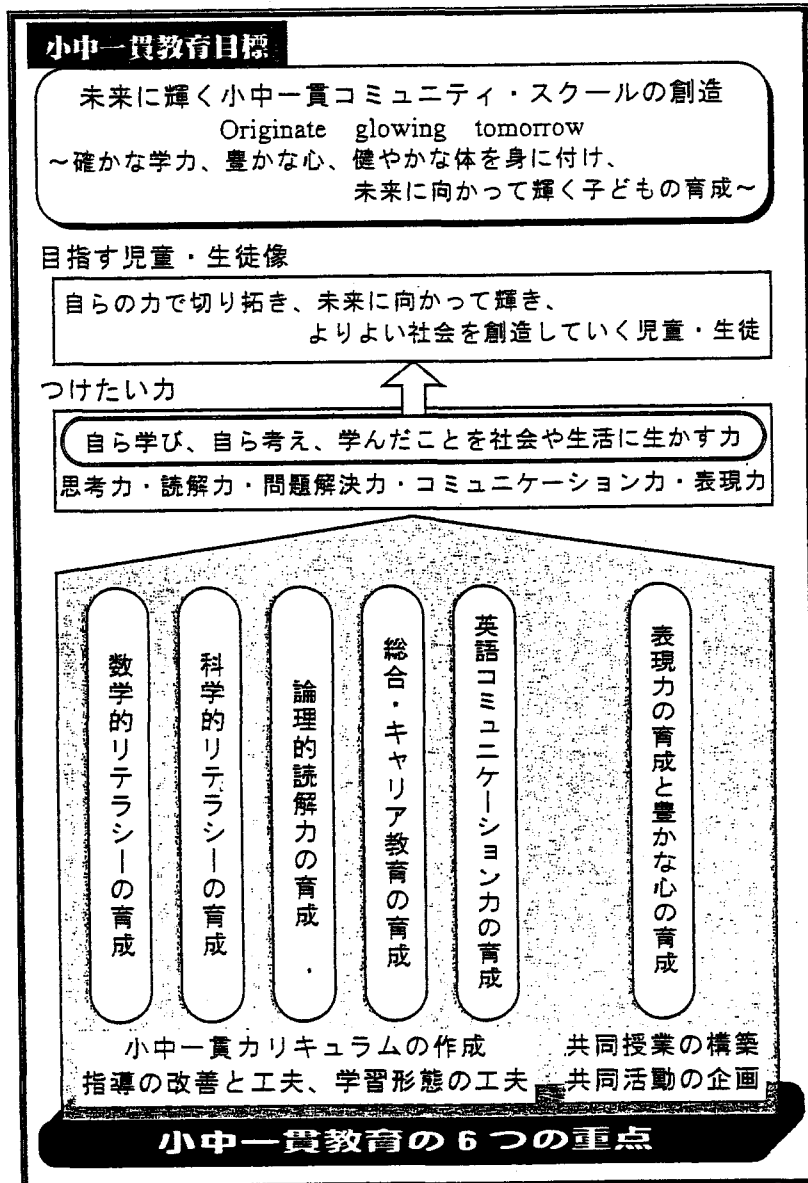
—OGT小中一貫教育プロジェクト（京都御池中学校、御所南小学校、高倉小学校）—

1. はじめに

本ブロックの地域には、明治2年、教育に情熱を傾けた京都の町衆が、全国に先駆けて「番組小学校」を創設した歴史がある。その百年以上の歴史をもつ学校が、児童・生徒数減少に伴い統合して新たに開校したのが、本ブロックの各小中学校である。

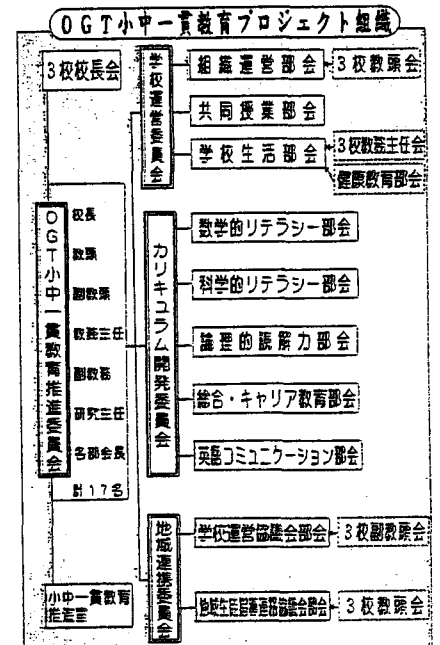
平成15年に中学校が統合し、2小1中学校となったことを契機として、小中連携の取組がスタートした。そして、平成18年度より構造改革特区の認定を受け、連携から一貫教育へと取組を発展させることとなった。また、3校は「学校運営協議会」を設置しており、そのシステムを生かし、学校・地域・家庭が協働して、一人ひとりの児童・生徒が未来に輝く小中一貫コミュニティ・スクールを創造していきたいと考えている。

2. 全体構想



3. 取組の組織

小中一貫教育を進めていく上での諸課題及び部会の進め方を協議するために推進委員会をおいている。また、6つの重点の取組を進めていくために部会を設置し、それぞれのカリキュラム編成や指導方法の工夫・改善、学習形態の工夫に加えて、表現力の育成と豊かな心の育成のための共同授業や共同活動の開発等を行っている。



4. 具体的な取組

(1) 教職員の研究交流

重点とする取組の6つの部会に、3校の全教職員が所属し、研究を進めている。(年間8回)また、テーマを設定し、全教職員が参加する研修会も実施している。

(2) 教職員の授業交流

算数、理科、英語において、学習の系統性を重視し小学校から中学校への学習のスムーズな移行を目指して、中学校教員と小学校担任がITで授業を行ったり、習熟度の程度に応じた指導で中学校教員が発展コースを受けもったりしている。



児童は、中学校教員の専門的な授業を受けることで、より教科に対する興味・関心を持ち、発展的な内容にも意欲的に取り組むことができている。また、中学校においても、小学校での学習を土台として授業を展開するとともに、個に応じた指導が継続できるようにしている。

(3) 児童・生徒の交流

児童・生徒がともに活動することを通して豊かな心を育むことを目的に、3校で企画し、幼小中合同地域清掃活動や敬老プレゼント製作(心の花束を贈ろう)、部活動交流を実施している。

これらの活動を通して、中学生は小学生の手本となろうという意識やリーダーとしての自覚を、小学生は自分も中学生のようにリーダーとして活躍したいという憧れが持てた。



また、オープンスクールでは、中学校教員の指導のもと、1つの曲を各校でそれぞれ練習した上で、3校の児童・生徒で合唱をおこなった。小・中学生で1つの合唱を創り上げたことによって、表現力が高まり、達成感や一体感を持つことができた。

(4) 中学校校舎の活用

平成19年度より、6年生は中学校施設を活用して、学級担任制を生かしつつ、中学校教員による専門的な授業を展開していく。また、中学校校舎は複合施設(保育所・サービスセンターなどを併設)となっており、幼児・小学生・中学生・高齢者が“同居”するメリットを生かした日常的な多世代交流を進めていく。

(5) コミュニティ(学校運営協議会)の取組

地域・保護者の方が学校運営に参画する組織として、学校運営協議会および企画推進委員会を設置している。その中で、校種をこえて地域全体の子どもたちを育てていくことを目指して、園児や児童・生徒がともに活動する取組の内容等を検討している。また、委員は授業づくりや教材開発なども教員と協働でおこなうとともに、コミュニティ・ティーチャーとして授業に参加している。

5. 今後の課題

(1) 編成したカリキュラムによって確かな学びとなるように、指導方法の工夫・改善や指導形態について研究していく。

(2) 小中一貫教育での取組の成果をどう検証していくか、その方法を検討していく。

(3) 異年齢集団による合同授業や合同活動、日常的な多世代交流が進められる取組を展開していく。

(4) 3校の学校運営協議会の関係の整理や活動の連携を進めていく。

施設を統合した湖南小・中学校の実践

－地域参加を位置づけた小中一貫教育－

1. 湖南小中学校における「小中一貫教育」実施の経緯

福島県郡山市湖南町にあった5校の小学校では、児童の急速な減少が進んだ。

平成11年、地元は子どもたちに「よりよい教育環境を」との願いから「小学校統合を促進する会」を結成し、翌年、統合小学校の設置の要望書を郡山市教育委員会に提出した。

要望を受けた郡山市教育委員会は、統合小学校を単なる小学校統合とするか、あるいは既存の湖南中学校との小中一貫教育を目指す統合小学校とするかについて説明会を開催し、地域住民に選択を提案した。平成13年、地域住民は協議の結果、小中一貫教育を選択した。

平成14年、郡山市は学識経験者等による「教育基本計画検討委員会」を開催し、検討委員会の提言をもとに、「郡山市立湖南小学校統合に係る教育基本方針」を決定した。校舎の設計案と9年間を一貫させた教育課程は、その基本方針に沿って地元小中学校の教員や保護者、促進する会、教育委員会が協議を重ねて作成された。

平成17年4月に開校し、現行の6・3制、学習指導要領を基本として実施している。

2. 湖南小中学校における小中一貫教育の主な特徴

(1) 学習環境と構成要素の一体化

湖南小中学校においては、次の7つの学習環境と構成要素を一貫させて小中一貫教育を実践した。

① 小中学校の校舎の一体化

小学校の新校舎を既存の中学校の校舎と一体化させて新築した。校舎・校庭は一体化させたが、小学校の体育館とプールは新たに設置した。

② 共通の教育目標

9年間の義務教育期間を共通の教育目標を掲げ、発達段階を踏まえた継続的な指導により、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を目指した。

○教育目標と3つの重点目標

〈21世紀を切り拓く、創造力と表現力に富む個性豊かな子どもの育成〉

- ・「知の世紀に対応できる確かな学力の育成」
- ・「国際化時代に対応できる英語力の育成」
- ・「新しい時代に対応できる表現力の育成」

③ 教育課程の一貫性

9年間の小中学校の学習内容の系統性・連続性を踏まえた一貫性のある教育課程を編成するとともに、その系統性が児童生徒や保護者にわかる学校独自の学習プログラムを作成した。

④ 教職員の小中兼務

校長は小中を兼務して一人、教頭は小中それぞれ配置し、教員は小中学校を兼務している。小中学校教員の兼務によって、教師の専門性を活かした小学校5年生からの教科担任制の指導が可能になる。これによって、小学校から中学校へ進学する児童生徒の心理状況や個性、学習状況を十分把握した適切な指導ができる。

⑤ 小中一緒の職員室

小中学校の校舎の中心に配置し、職員机の配置は学年、教科の連携が図られるように工夫した。

⑥ 教育活動の一体性

中学生による毎日のバス登校の際の安全確保、小中一緒の清掃活動のほか、入学式、運動会、社会奉仕体験、各種体育大会等の選手壮行会、文化祭、中学校の卒業式などを一緒に行った。

(2) 小学校5年生からの教科担任制

小学1~4年は学級担任制を基本とし、5~6年は教科担任制を導入し、中学校の教科担任制と一貫性のある教科指導を行っている。

3. 地域参加の教育課程とそれを実現するための施設

統合小学校である湖南小と湖南中との小中一貫教育が、地域に支えられて成長するために考慮し、実施した主な点は次のとおりである。

(1) 地域の自然、文化、人材などを積極的に活用した地域参加型の教育活動を実施すること。

(2) 学校と地域が共有した望む子ども像「ふるさと湖南に誇りを持つ子ども」を実現させるための教育課程を編成したこと。

(3) 湖南小学校が地域の人々の子どもを思う熱い思いで誕生したことが伝わる施設にしたこと。(旧小学校の歴史の顕彰と校舎建築は地域から寄付された地元の杉材を使用したこと)

(4) 学校と地域が連携した教育活動が印象的、かつ効果的にできるように、「郷土学習室」や「語り部の部屋」「多目的ホール」「図書館」「ランチルーム」などの学習環境を整備した。

現在、学校と地域の連携によって地域参加の教育課程を実施し、児童生徒が地域への誇りと、生きる力の支えとなる「心の原風景」を持つことができるよう日々教育活動を行っている。

〈主な地域参加のカリキュラム〉

- ・ 民話を取り入れた表現力の育成
- ・ 地域産業を生かしたキャリア教育
- ・ 地元の特産を生かした食育教育
- ・ 猪苗代湖や森林、風力発電基地を生かした環境教育

4. 平成17年度の成果と課題

(1) 日常的な小中学生の交流により、尊敬や思いやりの心を育てることができた。特に中学生は「必要とされる存在」になった喜びを感じている。

(2) 小6から中1への接続部分に見られた児童の不安や緊張、戸惑い等を解消することができた。今後は部活動の連携や児童会と生徒会の連携などを検討したい。

(3) 小中学校教員の兼務によって、小学校5年生からの教科担任制が可能のため、中学校の免外指導の必要がなくなった。また、小学校から中学校への進学する児童生徒の心理状況や個性、学習状況を教師が十分把握した指導ができるようになった。

(4) 小中の教員が一緒の職員室で教育活動をするすることで、児童生徒を共に見守り育てる「同僚性」をもつことができた。

(5) 小中の教員が9年間の教育課程を強く意識した指導をすることができた。今後は、互いの指導技術のよさを取り入れた授業改善に取り組みたい。

(6) 地域は積極的に教育活動に参画し、統合小を「おらが学校」として認識してくれた。

わがまち三笠を発見する「地域科」の取組み

1. 三笠市の概況

三笠市は、北海道のほぼ中央に位置し、水と緑に囲まれた豊かな自然に恵まれ、アンモナイトなどの動植物の化石が豊富に産出されている。

明治元年、「燃える石・石炭」が発見されて以来、炭鉱で栄えたまちであったが、ピーク時には、63,000 人であった人口も、相次ぐ炭鉱の閉山により、現在は、12,000 人にまで減少している。

札幌や新千歳空港から 1 時間という利便地で、観光開発、住環境整備を図り、「市民の誰もが住んでいて良かったと思えるまちづくり」をめざしている。



2. 岡山・萱野小中一貫教育特区

岡山・萱野地区は、小学校が岡山小学校 1 校、中学校が萱野中学校 1 校で通学区が一致している。地域と学校の結びつきが強く、地域行事や小中合同運動会など、小・中学校の連携を密にした、交流が深められている。

今後、より一層、小中の連携を強め、9 年間にわたって、児童・生徒を見つめ、一人ひとりの個性を生かしながら、確かな学力、豊かな人間性を身につけていく教育課程を編成、実施する。

この岡山・萱野小中一貫教育の実施により、全市での小中一貫教育の実現を目指す。

平成 16 年 12 月に教育特区の認定を受け、17 年度から新教科などの試行を進めている。

新教科	〔	○「地域科」……………小学 3 年～中学 2 年での地域学習
		○「国際科」……………小学 1 年～小学 6 年での英語学習
		○「選択学習」……………小学 5・6 年合同での選択教科的学習

3. 地域科 (三笠発見科)

(1) 地域科の設置

子どもたちは地域の自然環境に影響されながら地域に生きている。現行の社会科は、地域を知る機会があるが地域学習を深く広く学ぶという点では不十分な状況であり、理科は、教科書の一般的配列にそって実践しているが、地域素材である化石や石炭に焦点をあてた学習は十分とはいえない。地域の自然や人材から実体験を通して学ぶ学習の実現が重要である。

そこで、三笠市の産業や歴史、貴重な自然素材や、様々な分野で「生きる」人との関わりを直接肌で感じ現地の方から学ぶことで未来のまちづくりを考える学習を新教科として設定した。系統性を持った長期にわたる地域学習は、地域の知識理解の定着に限らず、絶えず三笠市の自然や三笠市に住む人々と自分とを密接に感じることができる。このような学習から、自らの生き方を考え、三笠市に愛着を感じ、誇りに思う心情を育み、ひいては、未来のまちづくりを考える資質を育てていくことを目指している。

(2) 地域科の目標

三笠市の自然、産業、歴史などを生かした学習を行うことにより、自分たちが生活する地域に対する興味・関心を高めるとともに、三笠を知り、三笠を愛し、三笠の未来を考える態度を育成する。

(3) 時数・内容

区分	Ⅱ 期	Ⅲ 期
学年	小学3・4・5年	小学6年、中学1・2年
時数	15時間	15時間
名称	地域科（三笠発見科）	
内容	<p>(小学3・4年)</p> <p>地域に存在する学習素材、人材を有効活用し、三笠市の成り立ちを学び、三笠市の姿について考える学習 地域の自然、産業、歴史などに対する興味・関心を高め、人々の生き方を学び取る。</p> <p>(小学5年)</p> <p>地域の自然、産業、歴史を学ぶことから、現在の三笠市の姿や自分の生活のあり方を考える学習</p>	<p>(小学6年)</p> <p>地域の自然、産業、歴史を学習することを通して、これまでの人々の生活と未来を結ぶのは自分たちであることを考える学習</p> <p>(中学1年)</p> <p>地域の自然、産業、歴史を学習することを通して、それらを生かした三笠の未来を思い浮かべ、どのようなまちづくりを進めたらよいか考える学習</p> <p>(中学2年)</p> <p>中学生なりの職業観を持ちながら、三笠の未来の姿を思い浮かべ、どのようなまちづくりを進めたらよいか考える学習</p>
備考	社会科・総合的な学習の時間をより発展・充実させる学習を行う。	中学校は2年生まで

時数は、総合的な学習の時間から確保し、実施

【平成17年度の実施内容】

- 小学3年生 「田植えでどろんこ」、「稲刈りどっさり」【農業体験】
- 小学4年生 「三笠市の施設探検」、「三笠へタイムスリップ」【郷土史・史跡見学】
- 小学5年生 「地層から三笠発見!」【アンモナイトなどの化石の学習】
- 小学6年生 「自分たちのすむ町、三笠」【議会傍聴・市長講話・福祉施設見学】
- 中学1年生 「ゴミを通して環境を考える」【リサイクルプラザ見学】
- 中学2年生 「三笠市の福祉を考える」【福祉行政・デイサービスの実情】

(4) 地域教育アドバイザーの活用

地域の産業、歴史、施設、行政に関わる人を地域教育アドバイザーとして依頼し、直接児童・生徒に指導する講師として、地域科の授業に活用する。

(H17年度のアドバイザーの状況)

- ・農家・博物館研究員・郷土史研究家・市長・福祉施設職員・社会福祉協議会職員



社会の教育に関する動向

資料No.5

教育改革国民会議(教育を変える17の提案) 平成12年12月22日 → 21世紀教育新生プラン～レインボープラン～ → 中教審答申 → 教育再生会議

21世紀教育新生プラン 7つの重点戦略 (平成13年1月)

中教審答申(平成17年10月)

教育再生会議(平成19年1月)

●人間性豊かな日本人を育成する

提案	施策	主なスケジュール
1 ・教育の原点は家庭であることを自覚する(教育の原点…親が人生最初の教師である)	・家庭の教育力の再生 ・教育休暇制度の導入促進 ・幼稚園と保育所の連携強化策の実施 ・地域の教育力の再生 ・「教育の日」の制定などによる地域における教育への取組の推進	経済団体等への働きかけ 文科省・厚労省間で協力推進 地方自治体等への働きかけ
2 ・学校道徳を教えることをためらわない 評価される体制をつくる(社会性の育成を重視し、自由と規律のバランスの回復を図ることが重要)	・「心のノート」の作成・配布(平成13年度に小・中学生全員に、以降計画的に配布) ・「幼児の心を育てるキャンペーン」の全国展開 ・「心の先生」の配置 ・子どもたちの心に響く道徳教育の推進 ・言葉の教育の充実	継続実施 平成14年度の学習指導要領で実施
3 ・奉仕活動を全員が行なうようにする(個人の自立と発見→他者への検診・奉仕)	・子どもの読書活動の推進 ・学校図書館資料の整備の推進 ・朝の読書活動の推進 ・学校教育における文化活動、スポーツ活動の充実 ・「学校教育法」「社会教育法」の改正 ・児童生徒の奉仕体験活動の規定 ・奉仕活動・体験活動の充実 ・奉仕活動について関係省庁と協議しつつ検討 ・その他	平成14年度から地方交付税措置 各学校の取組奨励 平成13年7月11日施行各学校・教育委員会における取組の促進 中央教育審議会に諮問
4 ・問題を起こす子どもへの教育を曖昧にしない(一人の子どものために、他の子どもたちの多くが学校生活に危機を感じたり、厳しい嫌悪感を抱いたりすることがないようにする)	・「学校教育法」の改正 ・出席停止制度について要件の明確化及び出席停止中の児童生徒への支援措置 ・出席停止制度に関する通知の発出 ・問題行動を起こす児童生徒への地域支援システムづくり ・サポートチーム等地域支援システムづくり ・推進事業	平成14年1月11日施行各教育委員会における取組促進
5 ・有害情報等から子どもを守る(情報産業関係者は、「言論の自由」と同時に「子どもを健やかに育むこと」の大切さを自覚しなくてはならない。)	・有害環境に課する調査研究の充実 ・メディア上の有害情報についての関係業界における自主規制の促進 ・有害情報等から子どもを守るための法整備 ・学校安全及び心のケアの充実	関係省庁と協力しつつ政府全体の取組として検討

1 わかる授業で基礎学力の向上を図ります

○基本的教科における20人授業、習熟度別授業の実現
○多様な個性や能力を伸ばす教育システムの整備(科学技術・理科大好きプランの推進等)
○IT授業、20人授業が可能となる教室の整備(新世代型学習空間の整備)
○全国的な学力調査の実施

2 多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育みます。

○奉仕・体験活動の促進、読書活動の推進
○道徳教育の充実(心のノートの作成・配布、心の先生の配置等)
○家庭・地域の教育力の再生のための取組

3 楽しく安心できる学習環境を整備します

○社会人の学校教育への参加の促進(学校いきいきプラン)
○文・スポーツ活動の充実(学校部活動の活性化)
○学校の安全管理の徹底、心のケア
○問題を起こす子どもに対する適切な措置、有害情報等から子どもを守る取組

新しい時代の義務教育の創造
義務教育の構造改革のポイント

1:義務教育の充実に国家戦略として取り組む
2:市区町村、学校の最良・自由度を高める分権改革(人事や学級編制に関する権限の市町村委譲など)を進める
3:学習指導要領、教員養成、財源保障など義務教育の基盤整備と、学力調査など結果の検証は、国が責任を負う。
4:国と地方の負担により義務教育費が保障される国庫負担制度は優れた制度であり、これを大事にし、さらに地方の裁量を広げる

義務教育の目的・理念

変革の次代であり、混迷の次代であり、国際競争の時代である。このような時代だからこそ、一人一人の国民の人格形成と国家・社会の形成者の育成を担う義務教育の役割は重い
国は、その責務として、義務教育の根幹(①機会均等、②水準確保、③無償制)を保障し、国家・社会の存立基盤がいささかも揺らぐことのないようにしなければならない。

新しい義務教育の姿

学校の教育力、すなわち「学校力」を強化し、「教師力」を強化し、それを通じて、子どもたちの「人間力」を豊かに育てることが改革の目標である。

社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩

7つの提言

教育内容の改革

1. 「ゆとり教育」を見直し、学力を向上する

(1)「基礎学力強化プログラム」(学習指導要領改訂)
(2)全国学力調査を新たにスタート、学力の把握・向上に生かす
(3)伸びる子はのび、理解に時間のかかる子にはていねいにきめ細かな指導を行う。

2. 学校を再生し、安心して学べる規律ある教室にする

(1)いじめと校内暴力を絶対に許さない学校を目指し、いじめられている子どもを全力で守る
(2)いじている子どもや暴力をふるう子どもには厳しく対処、その行為の愚かさを認識させる。
(3)暴力など反社会的行動を繰り返す子どもに対する毅然たる指導、静かに学習できる環境の構築(通知等の見直し)

3. すべての子どもに規律を教え、社会人としての基本を徹底する

(1)社会人として最低限度に必要な決まりをきちんと教える。
(2)父母を愛し、兄弟姉妹を愛し、友を愛そう

●一人ひとりの才能を伸ばし、・授業を子どもの立場に立った、想像性に富む人間を育成する

提案	施策	主なスケジュール
6 ・一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する（それぞれが持って生まれた才能を発見し伸ばし、考える力を養う学習を可能にすべき）	○確かな学力の向上 ・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正 少人数指導を可能とする教職員定数の改善 ※教員一人あたりの児童生徒数を欧米並みの水準に改善(13年度小19.0人中16.1人→17年度小18.6人中14.6人) ・新学習指導要領の実施 厳選された基礎・基本の徹底、個に応じた指導の充実、総合的な学習の時間の創設 ・全国的な学力調査の実施 ・学力向上フロンティア事業の実施 新しい学習指導要領のねらいを実現し、「確かな学力」の向上を目指す学力 ○多様な個性や能力を存分に伸ばすことができる教育システムの整備	→平成13年4月1日施行 →平成14年度実
	・中高一貫校の推進 ・「科学技術・理科大好きプラン」の推進 ・スーパー・イングリッシュ・ランゲージハイス クールの推進 ・大学への17歳入学の促進 ・大学等における社会人受け入れの拡大 ・放送大学における大学院の設置 ○一人一人の障がいに対応した教育の充実 ・就学基準等の見直しと相談支援体制の整備 ・盲聾養護学校における指導の充実	→平成13年度小・中、14・15年高校で実施 →当面500校を目標に整備
	・AO入試など大学入試の多様化の促進 ・大学9月入学の推進 ・暫定入学制度の導入	→平成14年度中に「学校教育法施行令」を改正
7 ・記憶力偏重を改め、大学入試を強化する	・AO入試など大学入試の多様化の促進 ・大学9月入学の推進 ・暫定入学制度の導入	
8 ・リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する	略	
9 ・大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する	略	
10 ・職業観、勤労観を育む教育を推進する	略	

4 父母や地域に信頼される学校づくりを行います。

○自己評価システムの確立、学校評議員の導入などによる開かれた学校づくり
○保護者参加、情報公開による教育委員会の活性化
○地域の主体性を生かした新しいタイプの学校設置促進
○スクールカウンセラーの配置の拡充など教員相談体制の充実

5 教える「プロ」としての教師を育成します

○教員免許制度の改善、新たな教員研修制度の創設、教員の社会体験研修の拡充
○優秀な教員の表彰制度と特別昇給の実施
○指導力不足教員への厳格な対応(教壇に立たせない)

戦略1

義務教育の目標を明確にして結果を検証し資質を保障する
義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善

【義務教育の使命の明確化】
○「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた育成
○義務教育の内容・水準の保障
○学校・家庭・地域の連携と適切な役割分担

【教育内容の改善】
○学習指導要領の見直し
○学習到達度・理解度の把握のための全国的な学力調査の実施

【義務教育に関する制度の見直し】
○学校種間の連携・接続の改善
○幼児教育の充実、幼稚園への就園の推進、就学前の教育・保育を一体とした総合施設
○不登校児童生徒について、学校外の教育施設での学習を義務教育と見なす仕組みの検討
○LDやADHD等の児童生徒への支援の充実

戦略2

教師に対する揺るぎない信頼を確立する

教師の質の向上

信頼される、質の高い教師の育成
○強い情熱・確かな力量・総合的な人間力

【利用・質の両面から優れた教師を養成・確保するための方策】
・学部段階における教員養成の着実な充実

・教員養成の専門職大学院の活用
・教員免許更新制の導入
・教員採用の工夫・改善、教員研修の充実

・スーパーティーチャーなどの職種の導入も含めた教員評価の改善・充実

・退職者、企業人など多様な人材の積極的登用、校長に加え教頭への民間人の登用

教員の質の向上

4. あらゆる手だてを総動員し、魅力的で尊敬できる先生を育てる

(1) 社会の多様な分野から優れた人材を積極的かつ大量に採用する
(2) 頑張っている教員を徹底的に支援し、頑張る教員をすべての子どもの前に
(3) 不適格教員は教壇に立たせない。教員養成・採用・研修・評価・分限の一体的改革
(4) 真に意味のある教員免許更新制の導入(教員免許法の改正)

教育システムの改革

5. 保護者や地域の信頼に真に応える学校にする

(1) 学校を真に開かれたものにし、保護者、地域に説明責任を果たす
(2) 学校の責任体制を確立し、校長を中心に教育に責任を持つ(学校教育法の改正)
(3) 優れた民間人を校長などの管理職に、外部から登用する

●新しい時代に新しい学校作りを

	提案	施策	主なスケジュール
11	<p>・教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる (教師の評価を待遇に反映)</p>	<p>○教える「プロ」としての教師の育成 ・優秀な教員に対する表彰制度 ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 指導力が不足し十分な適格性を有しないと認められる教員を教員以外の職員へ円滑に異動させるための方途 ・指導力不足教員に対応する人事管理 ・教員の社会体験研修の大幅な拡充 ・教員採用方法の多様化 ・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正 特別非常勤講師の拡大 ・「教育公務員特例法」の改正 ・「教育職員免許法」の改正 ・教員の自主的、主体的な研修の奨励・支援 ・盲・聾・養護学校における指導の充実</p>	<p>平成14年1月11日施行</p> <p>→ 通常国会に法案提出</p>
12	<p>・地域の信頼に応える学校づくりを進める (地域で育つ、地域で育てる学校づくりの推進)</p>	<p>・各学校における自己評価システムの確立 ・学校評議員制度の導入など開かれた学校づくりの促進 ・「教育職員免許法」の改正(再掲) ・小・中学校の通学区域制度の弾力的運用の促進 ・老朽化した校舎の改築・改造</p>	<p>→ 各学校設置基準に自己評価に関する規定を整備</p> <p>→ 各教委における取組の促進</p> <p>→ 平成14年度中に関係法令の見直しを検討</p>
13	<p>・学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる (学校:校長による独自性とリーダーシップの発揮・教育行政機関:情報開示の制度化)</p>	<p>・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 教職員人事等に関する校長の意向の一層の反映 ・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正(再掲) 教頭定数の改善 ・若手校長の積極的任用、校長の任期の長期化 ・スクールカウンセラーの配置拡充 ・心の教室相談員の配置 ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 保護者の参加等教育委員会の委員の構成や会議の公開に関する規定の整備</p>	<p>→ 平成14年1月11日施行</p> <p>→ 平成13年4月1日施行</p> <p>→ 平成14年1月11日施行</p>

6 世界水準の大学づくりを推進します。

○次代のリーダー養成のための教育・研究機能の強化(大学への17歳入学の拡大)
○大学の競争的環境の整備(国立大学の再編・統合、国立大学を新しい「国立大学法人」に早期移行)
○大学における厳格な成績評価、教員の教育能力の重視

戦略3

地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める

学校・教育委員会の改革

【学校の自主性・自律性の確立】
○人事、予算、学級編制などの学校・校長の権限拡大
○学校運営を支える機能の充実のため、管理職を補佐し一定の権限をもつ主幹などの職をおくことができる仕組みを検討
○学校教育の質を保障するため、自己評価の実施・公表を義務化、外部評価を充実、学校評価充実のための国による支援
○保護者・地域住民の学校運営への参画と協力の推進

【教育委員会制度の見直し】
○教育委員会がそれぞれの自治体の実情にあわせた行政が行えるよう、現在の基本的な枠組みの下で、制度(委員数、権限分担等)をできるだけ弾力化
○首長と教育委員会の連携の強化、教育委員会の機能の強化

6. 教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い直す(地方教育行政法の改正)

(1)教育委員会の問題解決能力が問われている。教育委員会は、地域の教育に全責任を負う機関として、その役割を認識し、透明度を高め、説明責任を果たしつつ、住民や議会による検証を受ける。
(2)教育委員会は、いじめ、校内暴力など学校の問題発生に正面から向き合い、危機管理チームを設け、迅速に対応する
(3)文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校の役割分担と責任を明確にし、教育委員会の権限を見直す。学校教職員の仕事について、広域人事を担保する制度と遭わせて、市町村教育委員会に人事権を極力、委譲する
(4)当面、教育委員会のあるべき姿についての基準や指導を国で定めて公表するとともに、第三者機関による教育委員会の外部評価制度を導入する
(5)小規模市町村の教育委員会に対しては、広域的に事務を処理できるよう教育委員会の統廃合を進める

<p>14</p> <p>・授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする（教育を受ける側の立場に立った、学級編制、授業方法、地域との連携の促進）</p>	<p>○子どもの立場に立ったわかる授業の実現 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正 少人数指導を可能にする教員定数の改善 ・「学校いきいきプラン」の推進 ・「教育職員免許法」の改正（再掲） 小学校における専科指導等の拡大 ・教育の情報化の目標の実現 ・教育コンテンツの研究開発 ・IT授業や20人授業等のための「新世代型学習空間」 ・JETプログラムの推進など外国語教育の充実 ・新学習指導要領の実施（再掲）</p>	<p>→平成13年4月1日施行</p> <p>→平成13年度補正予算による「緊急地域雇用創出特別交付金」の活用により実施</p> <p>→交付税措置</p>
<p>15</p> <p>・新しいタイプの学校の設置を促進する（新しいタイプの学校の設置を可能にし、多様な教育機会を提供する新しい試みを促進し、起業家精神をもった人を学校教育に引き込むことにより、日本の教育界の活性化を図る）</p>	<p>・私立学校設置のための基準の明確化 ・研究開発学校の拡充 ・今後の新しいタイプの学校の可能性や課題等についての検討</p>	

●教育振興基本計画と教育基本法

	提案	施策	主なスケジュール
<p>16</p> <p>・教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を（教育改革の推進に関する方針などの基本的方向を示し、整備・改善の目標や具体的な実施方策についての計画を策定する）</p>	<p>・教育振興基本計画の策定</p>		
<p>17</p> <p>・新しい時代にふさわしい教育基本法を（新しい時代にふさわしい教育基本法の3つの観点 ・新しい時代を生きる日本人の育成 ・伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくこと ・教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定すること）</p>	<p>新しい時代にふさわしい教育基本法の見直し</p>	<p>中央教育審議会に諮問（平成13年11月26日）</p>	

7 新世紀にふさわしい教育理念を確立し教育基盤を整備します

- 教育振興基本計画の策定
- 新しい時代にふさわしい教育基本法の見直し

戦略4

確固とした教育条件を整備する

【共通理解】

- ①義務教育は、国全体を通じての最重要事項であること
- ②義務教育に必要な財源を確実に保障する必要があること

義務教育費国庫負担制度

【制度の基本的役割】

憲法の要請に基づき、義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を国が責任をもって支える制度

【現行制度の概要】

- 市区町村が小学校の設置・運営。都道府県が教職員を任命し給与を負担
- 国は教職員給与費の1/2を負担

「社会総がかり」での全国的な参画

- (1) 家庭の対応
－ 家庭は教育の原点。保護者が率先し、子どもにしっかりしつけをする－
- (2) 地域社会の対応
－ 学校を開放し、地域全体で子どもを育てる－（放課後子どもプランの全国展開）
- (3) 企業の対応
－ 企業も「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」を実現し、教育に参画する－
- (4) 社会全体の対応
－ 有害情報から子どもを守る－

4つの緊急対応

- (1) 暴力など反社会的な行動をとる子どもに対する毅然たる指導のための法令等でできることの断行と、通知等の見直し（いじめ問題対応）
- (2) 教育職員免許法の改正（教員免許更新制導入）
- (3) 地方教育行政法（教育委員会制度の抜本改革）
- (4) 学校教育法の改正（学習指導要領の改訂及び学校の責任体制の確立のため）

地方案を生かす方策の検討結果

地方六団体の意見
全国知事会・全国市長会・全国町村会・ 全国都道府県議会議員会
全国市議会議員会・全国町村議会議員会

公立学校施設整備費負担金・補助金の在り方

学校施設整備は全国的経常的に行われるものであり、廃止・一般財源化すべき。耐震化が進んでいないことについては、一般財源化すれば地方自治体の判断による計画的な施設整備が進むはず

中央教育審議会の審議結果

- ・地方自治体の自主財源が教育関係にまわっていない実態があること
- ・地方自治体間の格差を是正する必要があること等の理由から、地方の自由度を拡大する改革を行った上で、国が公立学校施設の整備に目的を特定した財源を保障し、耐震化は国が責任をもって推進すべき